

平成19年第2回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成19年6月21日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 平成19年第2定付託議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について（名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会報告）  
平成19年第2定付託請願第1号 名寄市特別用途地区建築条例に関する請願（名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会報告）
- 日程第3 議案第12号 財産の取得について
- 日程第4 意見書案第1号 新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書  
意見書案第2号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書  
意見書案第3号 医師・看護師不足の解決と地域医療をまもる意見書  
意見書案第4号 地方財政に関する意見書  
意見書案第5号 「年金加入記録」の徹底的な解明を求める意見書  
意見書案第6号 道路整備に関する意見書  
意見書案第7号 WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する意見書
- 日程第5 報告第10号 例月現金出納検査報告及び定期監査等報告について
- 日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出について

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 平成19年第2定付託議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について（名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会報告）  
平成19年第2定付託請願第1号 名寄市特別用途地区建築条例に関する請願（名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会報告）
- 日程第3 議案第12号 財産の取得について
- 日程第4 意見書案第1号 新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書  
意見書案第2号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書  
意見書案第3号 医師・看護師不足の解決と地域医療をまもる意見書  
意見書案第4号 地方財政に関する意見書  
意見書案第5号 「年金加入記録」の徹底的な解明を求める意見書  
意見書案第6号 道路整備に関する意見書  
意見書案第7号 WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する意見書
- 日程第5 報告第10号 例月現金出納検査報告及び定期監査等報告について
- 日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

1. 出席議員（26名）

議長 26番 小野寺 一 知 議員

副議長	19番	熊谷吉正	議員	副市長	小室勝治	君
	1番	佐藤靖	議員	総務部長	中尾裕	二君
	2番	植松正一	議員	生活福祉部長	佐々木雅	之君
	3番	竹中憲之	議員	経済部長	手間本	剛君
	4番	川村幸栄	議員	建設水道部長	野間井照	之君
	5番	大石健二	議員	福祉事務所長	中西	薫君
	6番	佐々木寿	議員	上下水道室長	和田内	博君
	7番	持田健	議員	教育部長	山内	豊君
	8番	岩木正文	議員	市立総合病院	内海博	司君
	9番	駒津正一	議員	市立務部	内海博	司君
	10番	佐藤勝	議員	市立務部	三澤吉	巳君
	11番	日根野正敏	議員	市立務部	成田勇	一君
	12番	木戸口真	議員	監査委員	成森山	悦君
	13番	高見勉	議員			
	14番	渡辺正尚	議員			
	15番	高橋伸典	議員			
	16番	山口祐司	議員			
	17番	田中好望	議員			
	18番	黒井徹	議員			
	20番	川村正彦	議員			
	21番	谷内司	議員			
	22番	田中之繁	議員			
	23番	東千春	議員			
	24番	宗片子	議員			
	25番	中野秀敏	議員			

### 1. 欠席議員（0名）

### 1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤健一
書記	間所勝
書記	松井幸子
書記	久保敏
書記	熊谷あけみ

### 1. 説明員

市長	島多慶志君
副市長	今尚文君

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

6番 佐々木 寿 議員  
20番 川村 正彦 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 平成19年第2定付託議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について及び平成19年第2定付託請願第1号 名寄市特別用途地区建築条例に関する請願についてを一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会、駒津喜一委員長。

○名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員長（駒津喜一議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、平成19年第2回定例会におきまして名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会に付託されました付託議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について及び付託請願第1号 名寄市特別用途地区建築条例に関する請願について委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

第1回委員会は、5月31日に開会し、直ちに正副委員長の互選を行い、委員長には私駒津が、副委員長には川村正彦委員がそれぞれ選任されました。

続いて、第2回の委員会は、同じ日の本会議終了後に開催し、今後の審査日程及び参考人の出席について並びに審査に必要とする資料等の提出依頼についてを協議し、実質の審査を6月6日、8日、11日、12日、14日、15日、20日に

行い、委員会の開催は延べ8日、9回にわたりました。

また、参考人として名寄商工会議所会頭、木賀義晴様、名寄市商店街連合会会長、湯川勇三様、地権者の村上勝浩様、中川英行様、谷口継雄様、株式会社ポスフル代表取締役社長、植村忠規様にお越しいただき、それぞれの立場で名寄市特別用途地区建築条例に対する所見と意見をお聞きいたしました。

なお、審査期間中には市長を初め関係する職員の方々の出席を求め、それぞれの説明並びに答弁をいただいて審査を重ねてまいりました。

今回提案の付託議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定については、本会議で市長から説明がありましたとおり、建築基準法第49条第1項の規定に基づき、特別用途地区における土地利用の適正化及び効率化を図るために必要な建築物の制限または禁止に関して必要な事項を定めることを目的としたものであり、指定地区への郊外型大型店の出店面積を1万平米以下にするものであり、中心市街地の活性化とコンパクトシティへの実現化を図るためのものです。

委員会において各委員から相当数の質問がありましたが、その中の主なものについて御報告申し上げます。ポスフル出店後の固定資産税、法人市民税については、平成19年度分として家屋、土地償却資産税の合計で4,967万円、法人市民税で360万円となり、これはあくまでも出店計画の概要から試算したものであることの説明がありました。

都市計画審議会の議論経過につきましては、議事録をもとに審議され、各委員からは審議会に対する疑問も多く出されましたが、答申及び告示を経て法的手順も支障なく終わっていることを踏まえて一定の質疑を終えました。

5月31日付で届いたポスフルからの内容証明書つき文書については、副市長から内容的に市の認識とは相違点もあり、この時点で内容証明書

つきの文書が届くことは遺憾に思うとの答弁がされました。

ポスフルが進出した場合、市の新たな投資額については、出店後に予想される道路整備に市道8号線道路改良、市道17線の4車線化、南13丁目通の拡幅、徳田1号線道路改良など予想される工事を施工した場合には用地補償等を含め約31億5,000万円との試算をした数値が示されました。

耐震構造の審査期間、農地転用の許可及び開発行為の許可の日程等につきましては、耐震構造の審査については法改正がされているが、許可期間は旧法の適用となる。農地転用については、北海道の農地調整課から6月15日に許可されていると連絡が来たので、名寄市の開発行為も同日に許可されるとの説明がありました。さらに、着工の解釈については建築確認済み証を通知後建築工事に入るのが着工で、造成などの開発行為の工事は着工とみなされないとの説明がありました。

5丁目、6丁目中心部市街地の地価については、地価の目安は国土交通省による北海道の地価調査に準ずる評価として、平成19年で西3条南6丁目が1平米当たり4万3,800円としているとの説明がございました。

どのようなまちづくりを進めていくのか、市、商工会議所、商店街で計画づくりをして市民に説明すべきではないかについては、新総合計画に基づき、改正中心市街地活性化法による中心市街地活性化基本計画の策定に着手し、商工会議所を中心とした中心市街地活性化協議会の立ち上げを推進し、名寄市はこの協議会と連携して今後のまちづくりの計画の素案を作成していきたいとの説明がございました。

また、現状の分散型の都市形成からどのようにコンパクトにできるのか、さらにコンパクトシティーの考え方については、中心部に集中するのではなく、機能を有機的に結びつけるのがコンパクトなまちづくりのイメージと答弁がされました。

今回の条例は、特定の企業を対象とした条例ではないかについては、改正まちづくり3法が11月に施行するまでにまちづくりの基礎をつくるためのものと説明がされました。

さらに、当委員会では参考人の出席を各関係団体、個人に要請し、8日、11日、20日の3日にわたり6人の参考人にお越しいただき、それぞれの立場で本条例の御意見をお聞きしました。

最初に、木賀義晴名寄商工会議所会頭から徳田地区郊外大型店を実例に地域農産物の地産地消などの地域貢献は、系列大型店のこれまでの例から説得力はなく、また出店の影響についても大きく、まちづくりにかかわる商店街の人材も失い、イベントや地域文化までも失われるので、本条例はまちづくりを守る条例であることを強調されました。委員から地域貢献の協定書を結ぶ考えはどうかに対して、文書で残すようなことは相手がしないのではないかと答弁されました。

次の参考人、湯川勇三名寄市商店街連合会会長から今回の余りにも大きな店舗が郊外にできれば、まちそのものが崩れることになり、商店街としても厳しい環境の中、できる範囲で魅力づくりに努力していくことを訴えました。中心市街地活性化プランとなる北洋銀行跡地の利用内容については、協議は現在も継続しているとお答えいただいております。

次の参考人として、特別用途地区の地権者、賛成、反対の立場から2名を招き、それぞれの意見をお聞きしました。条例の賛成者からは大型店撤退の懸念と商店街、市民、行政が力を合わせてコンパクトシティーをつくるのが名寄の将来のためになると発言があり、条例の反対者からは雇用、テナント、地場農産物販売等により郊外型大型店出店は決してマイナスにはならないと発言されました。

次の参考人として、計画地の地権者でもあり、委員会に付託されている請願者の本人である谷口継雄氏から市から説明のないまま出店措置が表明

され、私有財産の侵害に納得いかないと発言されました。これについて委員より市からの説明を直接されましたかの問い合わせにそれはないとの答えがあり、行政の説明不足の指摘がされております。

最後の参考人として、株式会社ポスフル植村忠規代表取締役社長より会社の基本姿勢について発言され、さらに当委員会でもとめた質問書14項目について大川哲也弁護士とともに発言をされました。

以上の議論の経過から、採決により委員会としての結論を出すこととなりました。採決の結果、平成19年第2回定例会付託議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について、原案のとおり可決すべきものと決定するものに賛成の者6名、反対の者6名と同数となったことから、名寄市議会委員会条例第16条第1項の規定に基づき、委員長判断として原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、同じく平成19年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました付託請願第1号 名寄市特別用途地区建築条例に関する請願について審査の経過と結果について御報告申し上げます。

請願の趣旨は、名寄市長が大型店の進出計画に対して市民の声や議会議員の意見を真摯に受けとめず、新たに名寄市特別用途地区建築条例を制定すべく議会提案がされ、市長の絶対的権力によって侵害される市議会であってはならない。よって、同条例等の制定を阻止するとの内容でありました。

この請願は、さきに報告いたしました平成19年第2回定例会付託議案第1号の名寄市特別用途地区建築条例の制定についてに関連する内容であることから、5月31日、6月11日、20日の3回、付託議案第1号とあわせて審議してまいりました。11日には、請願者である谷口継雄氏からさきの条例に対する思いも含めた参考人としての御意見をいただきました。

審査の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと

決定したところであります。

最後になりますが、短期間に集中した審議に対して理事者並びに委員の皆様が熱心に議論していただきましたことに心から感謝を申し上げ、委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

**○議長（小野寺一知議員）** 報告が終了いたしましたので、質疑を省略し、委員長報告を終結いたします。

付託議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について、直ちに討論に入ります。

議長に対し通告を受けておりますので、委員長報告に対する反対討論を、佐藤靖議員。

**○1番（佐藤 靖議員）** 議長の御指名をいただきましたので、5月31日に開会されました平成19年第2回定例会提出議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定についてにかかわり、市民連合を代表し、反対の立場で意見を申し述べさせていただきます。

今回の条例案の目的は、今さら申し上げるまでもなく、特別用途地区における土地利用の適正化及び効率化を図るため、必要な建築物の制限または禁止に関し必要な事項を定めるというものであり、具体的には床面積1万平方メートルを超える店舗などの建築物の禁止、違反した者に対する20万円以下の罰則などを主な内容としています。また、特別委員会に提出された資料、逐条解説によると、名寄市総合計画に基づき総合計画の基本構想に相反する徳田地区の都市機能の拡散や土地利用の転換など、まちづくりに大きな影響を及ぼすおそれのある施設の立地を規制し、適正な土地利用を図るとし、市民合意を得ている名寄市総合計画に盛り込んだコンパクトなまちづくりをにじみの御旗としながら、条例の正当性、必要性を強調しています。

一方、条例案の基礎をなす徳田地区の約199ヘクタールに対する用途地域の再設定についても住民説明会、公聴会、縦覧、都市計画審議会と法令にのっとりした手続を行っていることであり、ま

さに正当な行為に基づく条例案となっているという理事者の主張を完全に否定するものではありません。しかし、にしきの御旗としている総合計画の大きな柱には協働という言葉が掲げられていたのではないのでしょうか。それは、コンパクトなまちづくりを超える今後10年間の名寄市最大の目標と言っても過言ではありません。その協働の原理、原則については私は、ことし2月2日の臨時会で情報提供、情報公開、情報共有が市民の皆さんと行政との協働を築く原理、原則ではないかと述べさせていただき、島市長も差異はないという認識を示していただきました。このことから言わせていただければ、今回の条例案提出に至る一連の経過の中で協働の社会づくりを目指している名寄市として情報の提供、公開、共有に取り組んできたと自信と確信を持って言える状況下にあったのでしょうか。

徳田地域に大型店出店の話が市内でささやかれ始めたのは4年ほど前でありました。市民の皆さんも期待感を募らせる一方、商店街の将来を不安視する声も確かにありました。昨年12月に徳田出店を目指す大型店から出店意思が明らかになり、年末年始の話題を独占していましたが、その一方では条例をつくって阻止すると話しているという声も聞かれました。市民の皆さんの意思を問わず条例をつくって阻止するなどという発想は、協働のまちを目指している名寄市にあってはならないことであり、やみ将軍気取りの暴言と受け流しておりましたが、ことし1月22日に突然のごとく市長は出店阻止の方針を発表、議会側としても発表のわずか1時間前に招集された代表者会議で明らかにされ、市内の関係団体は記者発表後に副市長から説明を受けるという状況でありました。その後の経緯は議員各位の知るところでございますが、開催されました議員協議会、本会議、そして特別委員会で常に議論となっていたのは、地権者を初め市民の皆さんの理解を得ているのか、商業集積、工業集積を図る具体策を持っているのかと

いうことでありました。特に市民の皆さんの理解という点では、今回の一連の動きは平成16年12月の公拡法手続、翌平成17年2月の売買契約及び国土法届け出に始まるにもかかわらず、同年第4回の定例会で熊谷吉正議員が進出を危惧する一般質問を行った際には、上位法が定まっていなことを理由に具体的取り組みを行わず、平成18年5月に改正まちづくり3法が動き出した以降も検討は先送り、同年9月第3回定例会で駒津喜一議員が同種の質問をした際も、市といたしましても商工会議所、商店街連合会と連携をとりながら大型店の動きをキャッチし、対応について協議するという答弁にとどまっています。しかし、商工会議所では平成18年1月に発行した会報新年号の中で、木賀義晴会頭は名寄経済は徳田地区に今後も大型店の出店計画が想定されており、大変厳しい現状は続くことが予想されますと大型店出店を見込み、警戒感を強く訴えていました。つまり徳田地区への大型店進出に対して市は、商工会議所と連携を図ることもなく、無視をし続けてきたことにほかなりません。今副市長は、議論の中で徳田地区への大型店出店はとんざしたと考えていたと述べましたが、名寄市の将来を危惧しているのであれば積極的に進出企業や地権者への情報収集を図り、禍根を残さない対応を図るべきではなかったのでしょうか。その意味でもまさに市の対応の瑕疵を指摘せざるを得ません。

一方、大型店に土地売却を決めた4軒の地権者や用途地域指定をする徳田地区の448軒の地権者に対する対応も不十分と指摘したい。確かに法律で定められている手順は踏んでいると思いますが、個人の財産を規制する措置を講じる場合は地権者への理解が欠かすことのできない取り組みであるにもかかわらず、十分な協議は行われていません。そのことは、特別委員会に招致した中川英行参考人の特別用途地区の指定は勝手にされた。地権者としてはまさに不都合。谷口継雄参考人の行政が一方的にやっている。私たちはすごく怒っ

ている。広島栄一参考人の地権者に対して何の問いもなく用途地域指定とはならないなどの発言でも明らかであります。この結果、6月15日には島市長と小野寺議長に対し、訴訟も辞さずを趣旨とした内容証明つきの文書が届く事態となっています。

また、市民の皆さんも2月5日に市民文化センターと総合福祉センターで開催された住民説明会では、徳田地区への特別用途地区指定に怒りを込めた発言が相次ぎ、それは過去に類を見ない光景でありました。確かに同じく徳田地区がターゲットとなった場外船券売り場誘致問題の際も多くの意見が市民の皆さんから出されましたが、それはまさに手順の問題ではなく、風紀上の問題が大きな議論に発展したものであり、今回の事例とは異質のものであったと思います。このため議会の場では、再三再四理事者側に対し地権者との協議、進出を目指す企業への情報収集、アンケートを含めて市民の皆さんへの意向調査、さらには具体的なコンパクトなまちづくりの姿などを求めましたが、時間が限られているとして具体的な取り組みを行うことなく、あくまで特別用途地区指定、建築条例制定の強行を求めてきました。加えて市理事者とともにいち早く反対運動に取り組んだ商工会議所も1月4日に会議所会員を対象に行った大型店出店に関するアンケート調査は、郵送で調査票を送り、ファクスで回答を求めるという事務的作業であったためか、600枚の配布に対する回答は第1次集計段階で231通、回収率にして38.5%にとどまり、全体の意向を把握できる状況下にはありませんでした。さらに、反対表明から時間があつたにもかかわらず、中心街を核とする商業集積の姿がいまだに描かれていません。商工会議所の目的の中では、大企業、中小企業、みんな力を合わせて都市を住みよく、働きやすいところにしように向かって行動することが求められています。また、昨年1月の名寄商工会議所新年会報に年頭所感を寄せた山口信夫日本商工会議所会

頭は、新まちづくり3法に関連し、商店街としてもみずから努力していくことは言うまでもありませんが、特に大事なことは新たな法体系のもとに大型店と地域が共存共栄し、住む人にも愛され、誇りの持てるまちづくりを進めていくことでありますとしていますが、参考人招致された木賀義晴会頭は大資本がまちを壊しながら倒産、撤退を繰り返している。ローカルほどその影響が大きい。とりあえず阻止をしてからまちづくりに向かうと対峙の姿勢を打ち出すのみでありました。ここ約20年の間だけでも市では中心市街地の活性化を目指し、有志が発案した苗字博物館構想に300万円を予算化したのを初め、名よせ通再構築、六丁目商店街活性化、3・6地区活性化などに多額の予算を計上してきました。近年では、平成15年3月に市が商店街の要請を受け、1,700万円で購入した北洋銀行跡地515.70平方メートル、現在はどのような状況にあるでしょうか。更地の状態のままもう5年目に入りました。このような現実を見たとき、とりあえず措置をしてからまちづくりに向かうという木賀会頭の言葉が的を射た発言と言えるでしょうか。

風連地区の再開発事業は、構想から約10年たって現実化しようとしています。それを可能にしたのは、対象エリア内の地権者、商店主の皆さんが自分の所有する土地にこだわらず、風連商店街の存続をかけて事業に取り組む姿勢にあったと思います。今回の議論の中でもコンパクトなまちづくり、商業集積や工業集積などについて、具体的な絵とは言いませんが、目指す姿が想像できる構想の一端が示されればもっと建設的なものになったのではないのでしょうか。阻止という排除の論理だけでは何も始まりません。

ことし2月に発行された名寄商工会議所による平成18年交通量調査報告書及び市による平成18年度名寄市の統計では、今の名寄の状況を読み取ることができます。モータリゼーションの進行を示す旧名寄の車両保有台数は、1家1台の時代

から1人1台の時代を迎えつつあることを示しています。また、交通量調査では中心街と徳田地区では平日の差はほとんど見られない。休日は、高速付近の交通量が平日の2倍で、市外に出ていく人も増加したと分析しています。つまり平日は中心街と徳田地区の二極化、休日は行楽を含めて市外へ出向く三極化している状態を意味していると考えます。特に中心部では、西條付近の人の流れは前年の約2倍となっている状況下から、車を使えない人が郊外ではなく市街地を利用していることも明らかになりました。今副市長は、徳田地区に大型店が進出すれば平日の二極化ではなく一極化してしまうと懸念を示していますが、車社会になれば、共働きなどがふえていることを加え、食料などの保管機能が向上したことでまとめ買いになれた市民は、中心街に商業集積を図って戻ってくるのでしょうか。私は、市民生活の現実をしっかりと直視し、一極化への懸念だけではなく、二極化を意識したまちづくりを創造することが大切と考えます。消費者は市民ではないという声もありますが、消費者たる市民の動向は明確です。高い商品、ニーズに合わない商品は買わないのです。また、商店街の皆さんももっとみずからの商売に自信と確信を持っていただきたい。先ほど述べた人の流れを見ますと、確かに徳田ショッピングセンターがオープンし、一時は売りに上げに影響を与えましたが、人は今中心街に戻ってきています。商業チャンスは拡大しているのです。市民感情と対立を生む排除の論理を追求すれば、そのチャンスも失うことになるのではないのでしょうか。二極化をしっかりと意識して大型店に対抗ができる商店街づくりをする。それは、真心が消費者に伝わり、現在のように歩いて2キロにもなる商店街ではなく、本当に歩いて買い物が楽しめるコンパクトな商店街の創造こそが重要と考えます。

今回の条例案に対し、市民の皆さんの意見は大きく分かれています。また、地権者や進出を目指している大型店は、条例可決し、進出を阻止され

れば訴訟も辞さずという強い意思を明らかにしています。それは、まさに新たな混乱を生むことになり、新総合計画で訴える協働のまちづくりが達成できるとは到底考えられません。さらに、言うならば市民の皆さんは訴訟となったとき、訴訟の成り行きを見詰めながら、今後数年間の日々を過ごさなければならなくなります。ある人は、名寄市の状況とは全く異質の事件であるにもかかわらず、国立市のマンション訴訟の結果の2,500万円を引き合いに2,500万円で済めば安いものだと言っています。それは、市民的に許されるのでしょうか。今この条例案を認め、施行となれば、訴訟の結果、2,500万円だろうと1億円だろうと10億円だろうと、市民の皆さんの血税の中から支払わなければならないのです。そのことは、市民の皆さんが期待するまちづくりを逆に阻害することにも発展しかねません。議員各位も今回の市議会議員選挙で有権者の皆さんに多くの公約を掲げ、議会の場で市政に反映しようと決意していると思います。しかし、そのことも果たせない状況に追い込まれる危険性も否めません。商店街をつぶしてもよいとはだれも考えていません。逆に名寄市の発展をしっかりと支えてきた商店街とスクラムを組み、市民の皆さんが期待する商店街につくりかえなければならないと考えます。時代の趨勢に逆行し、市民の皆さんの心のともしびを消し、何が残るのでしょうか。将来に禍根を残すことなく、時代の趨勢をしっかりと受けとめ、大型店との協力関係の中で市民の一体感を構築し、新しい名寄市の元気を取り戻す道を選ぶことこそが今議員各位に求められていることであることを訴えさせていただき、市民連合を代表した名寄市特別用途地区建築条例の制定についてに対する反対意見とさせていただきます。

**○議長（小野寺一知議員）** 次に、賛成討論を、東千春議員。

**○23番（東千春議員）** 議長より御指名をいただきましたので、市政クラブを代表し、本定例



会議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について、条例案に賛成する立場から発言を行います。

今回徳田地区に出店を予定されている大型店は、売り場面積約2万平方メートルと言われており、平成16年の調査による名寄市内の小売店売り場面積は約4万1,000平方メートルであり、この比較からもその巨大さがわかります。このことから100年かけてつくってきた市内における商業の形態が根底から壊れてしまうことは必至であります。大型店が出店した場合の対応についてのアンケート調査でも廃業を予定すると答えた店舗等の数は14軒あるなど、中心市街地における商業施設には極めて大きな影響を与えます。大型店の出店による雇用の増加は喜ばしい部分もありますが、これによって今まで名寄市民の生活に密着し、名寄のまちづくりに貢献し、支えていただいた人たちが経営を続けることができない、また雇用の場がなくなってしまうなどの影響に私たちは目を背けるわけにはいきません。

名寄市では、今まで中小企業振興条例の制定や先般施行されました住宅リフォームに対する助成など、地元産業、企業の育成に力を入れてまいりました。このことは、当然議会でも承認され、地元産業の育成に対する思いは議会でもコンセンサスが得られているものと思えますし、本条例案はこれらの方向性と変わらないものと認識しております。しかし、今回の条例案の根本にあるものは、将来に向けた名寄のまちづくり、まちの形、そして将来に向けた市民の生活基盤についての議論であります。大型店出店により市内の商業形態は二極化し、大資本の前にやがて徳田地区に一極化をしてしまうことも懸念をされます。このようなことが起これば、新名寄市として策定をいたしました総合計画が根底から崩れてしまい、高齢化が進む社会にあってお年寄りに優しいライフスタイルの一つであるコンパクトなまちづくりについて、これから具体的なプランが議論されようとす

るときに影響を与えかねません。高齢者が歩いて買い物に行ける。また、商業を中心として人と人とのつながりを持つことができる社会づくりが将来に向けて求められているのではないのでしょうか。

最後に、今回の議論の中で最も心を痛めるのは4名の地権者の皆様であります。条例案が可決され、土地売買に影響を与えた場合にはしっかりと行政対応を行うように議会の立場からも求めていくことを申し上げ、本条例案に賛成する意思を表明し、市政クラブを代表しての討論といたします。

○議長（小野寺一知議員） 次に、反対討論を、佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、今定例会において市より提案のあった名寄市特別用途地区建築条例について、凜風会を代表いたしまして反対討論を行います。

まず初めに、今回の条例提案は市民の意思を無視した市政運営の象徴であることを指摘しなければなりません。市は、ポスフルの名寄出店表明を受け、実質半月後の1月22日市民に対し情報の提供を初め、議会を含め市民理解、市民議論を経ることなく、一方的に対抗条例で出店規制することを表明いたしました。その後も市は、2月2日に可決、承認された新総合計画を反対理由に挙げるなど、時間的にもつじつまの合わない強弁を弄するのみで、市民、地権者に対し甚だ不誠実であり、まさに新総合計画で真っ先に掲げる市民参画と協働の促進をみずから否定した暴挙と言っても過言ではありません。

二つ目に、説明責任の放棄を指摘しなければなりません。市は、今回199ヘクタールの特別用途地区決定に当たり、私有財産に対し制限を加える事項であるにもかかわらず、関係地権者448人に対し一般市民向けの説明会で事足りるとし、何ら直接の説明及び理解、同意を得る作業を行ってはおられません。このことは、私有財産に対する

著しい侵害であり、行政権力の乱用、行き過ぎを看過することはできません。

三つ目に、実態を覆い隠す虚偽の経過説明を挙げなければなりません。1月22日島市長は、記者会見の席上、名寄にはもう大型店は要らない。ポストフルの出店は断ると言い切っております。しかし、その後の特別委員会答弁で、市は一貫してポストフルを名指しした対応ではないことを繰り返し、積み重ねてきた事実と説明とに大きな誤差があり、このことは市民を欺く何物でもありません。市は、まず市民に対し愚直に正直でなければならぬし、すべては事実を語るるところから始めるべきであります。

四つ目に、市民を不安と混乱に陥れた罪を弾劾せざるを得ません。株式会社ポストフルは、平成16年から法が定める手順にのっとっての出店計画を進めてきており、これに対し市はねらい撃ち、あるいは後出し的条例の提案、駆け込み的対応を講じ、出店予定者から、また出店予定地地権者からも損害賠償請求訴訟の提起を行う旨の書面が市に届けられております。訴訟に係る経費、費やすエネルギー、そしてむなしく流れる時間、これらすべて市民にとって得るものはなく、むなしく徒労のみが残るのであります。しかし、市はこのことに対して何ら憂慮することなく、いまだに市民が納得できる情報の公開と説明責任等は果たしておりません。まことに残念ながら、極めて不実と言わざるを得ません。

五つ目に、市民に対する不作為を挙げなければなりません。平成17年から18年末までの間、ショッピングセンター形成後のさらなる大型店出店情報を得て、議会、市民から再三にわたり対策の必要性、情報収集強化の指摘を受けてまいりました。しかし、市は本来なすべき対応を怠り、結果今日の混乱、不安を招いたことは、まさしく当然することが期待される行為をしないこと、いわゆる不作為の過ちを犯しており、さらなる拙速かつ強硬な手段に訴えることなく、謙虚にみずから

を反省しなければなりません。

市が目指す中心市街地の活性化、いわゆるコンパクトシティの形成、そして既存商店街の反映について、何人たりとて異議を唱える者などいるはずもなく、時既に議論を脱し、行動のときに立ち至っていることをまず認識しなければなりません。そして、このことを3万1,000人市民すべてが確認をしつつも、しかし市が今回とった対応について目的がいかにも正しくてもそれを達成するための手段が間違っていれば正しい結果は得られないのであります。言いかえると、目的が正しいからといって何をやってもいいというわけではないのであります。今回市がとった一連の行動軌跡は、まさに民主主義の否定であり、住民自治をじゅうりんするものであります。いつだって市民が真ん中でなければならず、市民不在のまちづくりなど私たちが愛するまち名寄にはあり得ないのであります。私たちは、名寄市民の名において今回市が提案する市民を無視した名寄市特別用途地区建築条例についてその意図は理解しつつも、以上の理由によってまことに残念ながら反対せざるを得ません。

以上であります。

**○議長（小野寺一知議員）** 傍聴者は静粛をお願いいたします。

次に、賛成討論を、中野秀敏議員。

**○25番（中野秀敏議員）** 緑風クラブを代表して名寄市特別用途地区建築条例に賛成の発言を申し上げます。

今回の条例については、コンパクトなまちづくりを基本方針とする名寄市の総合計画の推進に必要なものとして策定しようとするものであります。総合計画については、昨年8月以来審議会における議論、住民からの意見募集など通常考えられる手続を的確に実施し、議会も同意し、作成されたものであります。また、条例に先立って行われた特別用途地区の指定については、公聴会の開催、原案に対する意見募集など民意の反映に

努めてきたものであり、都市計画審議会においても全会一致で地区決定をしたものであり、北海道知事の同意を得て告示したものであります。なお、この場合の規制対象地域については、市内の工業地域全体であり、今回の大型店出店予定地は規制面積総体の3%にすぎないものであり、ねらい撃ちの批判には当たらないと考えるものであります。

なお、条例が施行された場合、地権者と進出企業との間で取り交わされている売買契約による地権者への不利益が憂慮されますが、大型店進出による名寄市内の大型店店舗面積が70.2%という全国的にもまれで脅威的な占有、寡占化によってもたらされるであろう中心市街地の個店約300店の営業は壊滅的な打撃をこうむるものとするものであります。

また、進出を予定している企業が周知期間中に着工することも十分に予想され、この着工には市民団体、関係団体等による工事差し止めの法的な手続等予断を許さない状況であります。さらには、住宅団地、中学校、緑地等が存在する進出予定地周辺では、6,504台に上る駐停車車両から排出される毎分0.6トンの二酸化炭素を初め、一酸化炭素による住民、児童への健康被害や環境汚染も懸念されるところであります。大型店進出が予定されている徳田地区及び改正中活法に基づくコンパクトなまちづくりが推進される中心市街地を俯瞰して見た場合、10年、20年後の名寄市の都市形成のありように強い危惧を抱かざるを得ません。さらには、現在計画中の風連地区市街地再開発への影響も懸念されるところであります。

さらに、行政の判断の甘さ、対応のまずさ等が指摘されるところであります。これらについては3月定例会における一般質問、また今特別委員会において一定の批判、チェックがなされたものとするところであります。理事者、また議員は、現在よりもより将来におけるまちづくりを考え、未来を担う子供たちのためにいいまち、いいふるさと、いい名寄市づくりを新総合計画に沿ってし

っかりと取り組まなければならないと考えるところでございます。まさに大型店栄えてまち滅ぶという非常に危惧されるところであり、以上のことから緑風クラブとしては同条例に賛成することを表明し、賛成討論といたします。

○議長（小野寺一知議員） 次に、反対討論を、谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） 清風クラブを代表して反対の発言をさせていただきたいと思っております。

反対の発言につきましては、市民連合、凜風会等の方がそれぞれ発言されましたので、私は簡単に私の思いだけを述べさせていただきたいと思っております。平成16年より計画されております大型店出店問題について、行政では何をやったのですか。何もやらないで今年その一部の発言にて反対という報道がされました。私自身それを見てびっくりした一人でもあります。その中でやはりこのような問題については、住民の説明が大事ではないですか。住民説明が不十分だったと私は思います。やはり市は、住民の理解を得ているような問題を行動するのでしょうか。それらが足りていなかった、これは本当に残念だと思うところであります。役所は何をするのですか。住民のためのサービス業ではないですか。その点からいって今回の条例は住民のための条例とは思われません。

また、名寄市民との争いは避けるべきではないですか。なぜ名寄市民との争いをしなければならないのですか。あの内容証明を見たときに、訴訟はあると私は考えます。そのときもし負けたときにそのお金があるのですか。検討委員会の中で、そのときには市の予算化をしてそれに充てたいという発言がありました。財源不足の中で本年職員の給料をカットしたのではないですか。カットしなければ財源不足は生じる。何もできない。そんな中で職員の給料もカットした。また、各種団体においての助成金等もカットした。また、廃止した。そんな中で今の行政が運営されているのです。そんな中でそのお金をどこから捻出するのですか。

多分皆さんからもらっている市民税で対応すると私は思うのです。この問題について市民全員にこんな負担をかけるのですか。市民の負担が大変多い、そんな点から私は反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 次に、賛成討論を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 名寄市のまちづくりに向けて本条例は必要との立場で発言をさせていただきます。

日本共産党は、2004年まちづくりのための政策提言を出しております。これは、日本共産党の国会議員団が全国各地の商店街で調査をした実態をもとに大型店の身勝手な出店、退店にルールを設け、商店街や中小商店街の値打ちが発揮されるまちづくりの取り組みが進むよう国民的な議論を呼びかけたものです。大型店の出店はノンルール、ルールがないと言われ、自由勝手に出店、退店する大型店の身勝手さは、地域の人々に大型店には車輪がついているなどとまで言われる状況にありました。皆さんも御存じのとおり、各地で大型店の出店ラッシュが起こり、地域商店街がその影響で衰退し、大型店の撤退で空洞化が起こりました。こうしたことから、まちづくり3法の見直しが進み、ことし11月の施行となったのではないのでしょうか。日本共産党の大型店に対する立場は、大型店イコール悪とか、すべての大型店をなくすとしているわけではありません。住民の暮らしを第一にしたルールに基づく大型店と中小商店、商店街の共存共栄が必要という立場であります。そして、まちづくり条例の制定など、大型店の立地や商業集積のあり方などについて、地方自治体がみずから決定する権利を全面的に尊重することを要求してまいりました。また、停滞、衰退している商店街の地域コミュニティの核としての本来の値打ちを生かすまちづくりを進めることにも提言してきています。商店街は、一つには歩いて

買い物ができる身近な利便性の提供の場であり、二つには地域の文化、伝統や青少年教育、防犯、防災に貢献する地域コミュニティの核であり、三つには商品知識や多彩な物づくり、職人の集積地であり、四つには地域の経済循環のかなめであるとして、商店街の機能、役割を四つの角度からまとめたものです。こうした党の考えを踏まえて、私は今提案されています名寄市特別用途地区建設条例の制定には賛成をさせていただきます。

この間特別委員会の議論の中で明らかになったように、提案者である市の地権者を初めとする市民の皆さんへの説明、また議会への説明の不十分さは大きいと思いますが、今名寄市徳田に出店を計画している大型店は2万平米を超える超大型店です。私が意見を聞かせていただいた多くの方が新しい大型店ができるのは楽しみでもあるけれども、それは日常的なものではない。少子高齢化で人口は減り、札幌へ移住する人もふえている。そんな中でこんな大きな店がどうして名寄に来るのだろうと疑問を感じ、おおむねもうけたらなくなるのだろうねと。そのとき名寄はどうなってしまふのだろうか、こうした不安を募らせています。こうした思いに昨日のポスフル社長、植村氏の説明では、明快な説明とは言えませんし、納得ができませんでした。ですから、提出いただいている資料の数字から判断するしかないのですけれども、出店予定の大型店は現在名寄市内の大型店と徳田の大型店をあわせた大きさとなっています。これでは、中心商店街の皆さんには大打撃となることは火を見るより明らかではないのでしょうか。今でさえドーナツ現象が進んでいる状況の中で、ドーナツ現象がさらに進み、住みづらいまちになってしまうのではないのでしょうか。こんなときだからこそ、中心部の活性化が必要ではないかと考えます。5年、10年、20年後の名寄市のまちづくりを考えたとき、今このような超大型店は必要ではないと考えます。現在出店予定地の地権者の皆さんに対しては、誠心誠意お話をし、解決で

き得る方策を検討していかなければならないと強く考えています。欧米諸国では、1970年から80年代の規制緩和の反省に立ち、大型店規制、商店街振興の強化に政策を転換しています。世界の流れにも逆行する超大型店の出店は見合わせることを強く求めまして発言を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決の方法については、投票により行うことといたします。

投票用紙の記入については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成と記入し、委員長報告に反対の議員は反対と記入し、投票を願います。

これより投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小野寺一知議員） ただいま出席議員は25名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（小野寺一知議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（小野寺一知議員） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。正確に記載を願います。また、白票は無効といたします。

それでは、事務局長に点呼を命じます。

○事務局長（佐藤健一君） ただいまから点呼を行います。

投票の経路は、向かって左側から演壇に上がっ

ていただき、投票箱に投票の上、右側からおりていただきます。

では、点呼をいたします。佐藤靖議員、植松正一議員、竹中憲之議員、川村幸栄議員、大石健二議員、佐々木寿議員、持田健議員、岩木正文議員、駒津喜一議員、佐藤勝議員、日根野正敏議員、木戸口真議員、高見勉議員、渡辺正尚議員、高橋伸典議員、山口祐司議員、田中好望議員、黒井徹議員、熊谷吉正議員、川村正彦議員、谷内司議員、田中之繁議員、東千春議員、宗片浩子議員、中野秀敏議員、以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（小野寺一知議員） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、

竹 中 憲 之 議員

持 田 健 議員

を指名をいたします。

両議員の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（小野寺一知議員） 投票結果を報告いたします。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 25票

無効投票 0票

有効投票中

賛 成 13票

反 対 12票

以上のとおりであります。

よって、委員長報告のとおり決定することに可

決されました。

引き続き平成19年第2定付託請願第1号 名寄市特別用途地区建築条例に関する請願については質疑を省略いたします。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、平成19年第2定付託請願第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

---

再開 午前11時20分

○議長(小野寺一知議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第12号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第12号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成19年2月開催の第1回定例市議会の平成19年度名寄市一般会計予算におきまして議決をいただきました中学校情報機器整備事業にかかわるものであり、平成13年度以前に市内中学校に導入した情報機器一式が老朽化したため、更新する情報機器一式を取得しようとするものであります。

取得しようとする情報機器一式は、生徒用デスクトップパソコン、プリンター等で、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し、4,336万5,000円で取得します。名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては教育部長より説明をさせます

ので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) 山内教育部長。

○教育部長(山内 豊君) 中学校情報機器の取得について御説明申し上げます。

現在市内中学校に配置されている教育用情報機器のうち、平成13年以前に導入した市内4中学校について、5年以上経過の中で老朽化の進行により故障等ふぐあいが頻繁に発生し、また総合的な学習や調べ学習など授業で使用する際、最近の高速通信網に対応していないことから、授業に支障が出ている現状となっております。このため本年2月中学校の情報担当教師による中学校パソコン整備検討委員会を設置し、中学校における情報機器のあり方や内容について論議を重ね、整備内容についてまとめてまいりました。

今回の整備の概要ですが、コンピューター教室に設置のデスクトップ型端末については、生徒用、教師用合わせて144台、内容は名寄中41台、東中41台、智恵文中21台、風連中41台を更新するとともに、職員室に教師用ノートパソコン76台を設置、さらに映像の処理や編集などの作業を行う際に使用するものとしてデスクトップ型パソコンを各学校にそれぞれ1台設置するものであります。また、周辺機器としてプリンターの整備や最新の授業支援ソフトウェアを導入し、授業中教師側のパソコン画面から生徒用パソコンの作業状況を確認できるように配慮し、情報教育における機器類の有効活用を積極的に図ることを基本といたしました。加えて教育上有害な情報などへの接続防止ソフトを導入し、生徒に対する情報教育の健全育成を図ります。職員室における教師用情報機器については、情報の共有化や効率化を図りながら、情報漏えい防止やセキュリティー対策も強化しております。これら情報機器の整備を北海道市町村備荒資金組合の資金を活用し、整備しようとするものであります。

なお、風連日進中学校については、平成17年

度に情報機器を整備していることから、今回は職員室における教師用等の機器を整備し、生徒用の教育用機器は現状で支障がないものとして、次の更新時にあわせて整備するものとしております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 意見書案第1号 新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書、意見書案第2号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書、意見書案第3号 医師・看護師不足の解決と地域医療をまもる意見書、意見書案第4号 地方財政に関する意見書、意見書案第5号 「年金加入記録」の徹底的な解明を求める意見書、意見書案第6号 道路整備に関する意見書、意見書案第7号 WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する意見書、以上7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異

議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外6件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 報告第10号 例月現金出納検査報告及び定期監査等報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

---

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

---

○議長（小野寺一知議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成19年第2回名寄市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

---

閉会 午前11時29分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名す

る。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐々木 寿

署名議員 川 村 正 彦